

THC（テトラヒドロカンナビノール）の含有量によって産業用大麻（ヘンプ）を定義し、 産業利用の拡大を可能とする大麻取締法の改正を求める請願書



衆議院議長殿 参議院議長殿

【請願理由】

大麻草には、マリファナの主成分である THC（テトラヒドロカンナビノール）の含有量が多い薬用型から THC の含有量が極めて少ない繊維型まで多様な品種があります。EU では THC 含有量 0.2%未満、カナダ、米国、中国では THC 含有量 0.3%以下の品種を産業用大麻（産業用ヘンプ）と定義し、登録品種であればだれでも自由に栽培することが可能です。これらの国々では、ヘンプの茎、葉、花、子実を原料として、衣料品、食品、化粧品、建材、自動車内装材、飼料、敷料、漢方薬、CBD オイル、医薬品など、環境や人にやさしい多様な商品が製造販売されており、その市場は右肩上がりに成長しています。こうしたヘンプ産業は、持続可能な社会にむけた新たなアグリビジネスとして世界中で注目されています。

一方、我が国では、昭和 23 年(1948 年)に制定された大麻取締法によって、大麻草の栽培が実質的に禁止されています。特に、花と葉およびそれらの製品はすべて違法であり、所持するだけで大麻取締法違反として厳しく罰せられます。葉や花の利用が合法的な国で製造された製品も日本国内では違法となり、輸入できません。また、日本では、種子と成熟した茎とその製品は合法ですが、発芽能力のある種子の輸入は違法ですので、海外の優れた産業用ヘンプを国内で試験栽培することさえできません。

このように、日本における産業用ヘンプの栽培、加工、試験研究を阻んでいるのは、THC の含有量によらず大麻草であればすべて規制の対象とする現行の大麻取締法です。海外のようなヘンプ産業をわが国でも発展させ、ヘンプに関する国益を守るためには、大麻取締法と関連法令を一刻も早く改正し、産業用ヘンプを法制度にきちんと位置付け、産業振興と薬物規制のバランスを取ることが必要です。

【請願内容】

国際的な THC の含有量による大麻草の定義をわが国においても採用し、大麻取締法第 1 条を下記のように改正する(アンダーライン部分)。その他を含め、改正案(通称:産業用ヘンプ法案)の詳細は裏面の通り。

第 1 条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）、大麻草の種子及びその製品、産業用大麻（ヘンプ）及びその製品を除く。

2 この法律で「産業用大麻(ヘンプ)」とは、テトラヒドロカンナビノール含有量が質量比で 0.3%未満の大麻草をいう。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

※上記個人情報とは本目的以外には使用しません。

<署名送付先> 〒079-8417 北海道旭川市永山 7 条 17 丁目 3-23（一社）北海道ヘンプ協会
<注意事項> コピーや FAX は無効となります。住所は番地まですべてお書きください。
年齢制限はありませんが、日本在住の方に限ります。

通称：産業用ヘンプ法案について



1. 大麻取締法の改正案

- 第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）、大麻草の種子及びその製品、産業用大麻（ヘンプ）及びその製品を除く。
- 2 この法律で「産業用大麻（産業用ヘンプ又は単にヘンプという。）」とは、テトラヒドロカンナビノール含有量が質量比で0.3%未満の大麻草をいう。
- 第2条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者並びに産業用大麻（ヘンプ）栽培者及び大麻研究者をいう。
- 2 この法律で「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。
- 3 この法律で「産業用大麻（ヘンプ）栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、産業利用の目的で、産業用大麻（ヘンプ）を栽培する者をいう。
- 4 この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。
- 第13条 大麻栽培者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。
- 2 産業用大麻（ヘンプ）栽培者は、都道府県知事の許可を受けて、産業用大麻（ヘンプ）を産業利用の目的で大麻取扱者以外の者に譲り渡すことができる。
- 第14条 大麻栽培者は、大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。但し、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。
- 2 産業用大麻（ヘンプ）栽培者は、大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。但し、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。
- 第15条 大麻栽培者は、毎年の一月初十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 一 前年中の大麻草の作付面積
- 二 前年中に採取した大麻草の繊維の数量
- 2 産業用大麻（ヘンプ）栽培者は、毎年の一月初十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 一 前年中の産業用大麻（ヘンプ）の作付面積
- 二 前年中に採取した産業用大麻（ヘンプ）の茎、葉、花、及び子実の数量

2. 輸入公表の改正案（省令・告示の変更で対応可能）

<現状>

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）

- (1) けしの実及び大麻の実については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限る。）

<改正案>

- (1) けしの実及び大麻の実については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類（当該陸揚港を管轄する地方厚生局麻薬取締部、地方厚生支局麻薬取締部又は地方麻薬取締支所が発行したものに限る。）ただし、産業利用を目的とした播種用の種子は除く。
以上。